

氏名（本籍）	ウメハラ トシヤ 梅原 季哉（東京都）
学位の種類	博士（平和学）
学位記番号	甲第156号
学位授与年月日	2024年3月22日
学位授与の要件	広島市立大学大学院学則第36条第2項及び広島市立大学学位規程第3条第2項の規定による
学位論文題目	戦後日本と非核規範—「被爆国」アイデンティティと拡大核抑止の共存と相剋—
論文審査委員	主査 特任教授 吉川 元 委員 特任教授 大芝 亮 委員 教授 山田 康博 委員 教授 石田 淳（東京大学）

論文内容の要旨

1. 論文内容の要旨

本論文は、1945年に広島・長崎原爆という史上唯一の核兵器の実戦使用の標的となった歴史的経験を有し、「唯一の戦争被爆国」であることを国際社会における重要なアイデンティティの柱とする国家である日本が、核兵器をめぐる諸課題、なかんずく核兵器の使用不使用という問題に関して矛盾に直面している、という認識を出発点とするものである。核兵器は実戦使用できない兵器だという、国際社会の中で共有された規範である核兵器不使用規範（いわゆる「核のタブー」）の規制的効果を強めるような取り組みに対しては、日本政府は抑制的姿勢を保ち続ける。端的に非核三原則の中には「使わない」「使わせない」がない。その理由は何なのか。

こうした問題意識を出発点とする本論文は次のような研究課題を分析することを目的とする。

1) 第二次世界大戦後の日本は、核兵器に関する何らかの忌避感に基づく様々な規範、すなわち非核規範にどのように向き合ってきたのか。そうした姿勢をもたらした要因は何か。

2) 「被爆国」というアイデンティティはどのように形成され、確立され、変容してきたのか。非核三原則の中に、「使わない」あるいは「使わせない」が入っていないのはなぜか。このことは日本の国家アイデンティティにどのような影響を及ぼしてきたのか。

3) 国際環境の変動、特に米国との同盟関係が被爆国アイデンティティの形成にどう作用したのか。中でも、米国との関係、安全保障の基軸を米国による拡大核抑止（いわゆる「核の傘」）の提供に依存していることはどう影響したのか。「被爆国」と「米国の同盟国」との間にアイデンティティの矛盾はないのか。政府当局者、日本社会全体は、その矛盾とどう向き合ったのか。

4) 他の非核規範との関係はどうか。中でも、NPT体制の「優等生」という自意識の下、原子力平和利用の問題は非核日本のあり方にどのように影響したのか。

本論文は、核兵器不使用規範（「核のタブー」）に比重を置いた形で分析を加える。「核のタブー」との関係については、先行研究の多くは、非核政策を持った国家としての日本を取り扱う際、日本が核武装の道を選択しなかったこと、つまり核兵器不拡散規範への受容に主に着目してきた。そもそも日本国内での核兵器に関する言説の大半は、核軍縮・核廃絶あるいは核不拡散という事象、つまり核兵器の存在不存在を主題とする傾向がある。その中でも多くは「核兵器のない」状況を是とする前提で、核軍縮・不拡散という政策的課題をどのように実現するのか、といった政策論的なアプローチから話が組み立てられてきた。本論文においても、日本の核武装放棄は、日本の非核政策の根幹を成す重要な要素として取り扱う。ただし、上述のような問題意識を踏まえて、日本が核兵器を「持たない」という選択をしたという点のみに留まらず、核兵器を「使う、使わない」という事象に対して、日本政府、あるいは日本社会はどのように臨んで来たのかという問いにむしろ主眼を置く。日本が「国是」として掲げ 続けてきた「非核三原則」に、核兵器を「使わない」あるいは「使わせない」が入っていないのはなぜか。その答えを探るのが本論文の主な研究課題となる。

本論文では、核兵器不使用規範や核不拡散規範など核兵器に関する何らかの忌避感に基づき、さまざまな形態を取る諸規範を総称して「非核規範」と呼ぶことにする。国際社会全体としての傾向としては、これらの諸規範の間には補完関係もあれば競合関係も想定されうるという点が指摘されてきた。では、日本という国家はそれらの非核規範にどのように向き合ってきたのか。受容なのか、それとも反発や軽視なのか。日本による非核規範の受容や内在化の程度に、異なるタイプごとの相違はみられるのか。日本と言っても、日本政府による公式の政策や言説と、広島・長崎に代表される反核の市民社会の姿勢には違いがあるように見えるが、どんな分野で溝があり、どんな分野では両者は一致しうるのか。そして、これらの問い全体にかかわる大きな問いとして、そうした状況をもたらした要因と考えられるのは何なのか。

2. 論文構成と概要

本論文は、本文（全 11 章）、及び終章から構成し、本編については 3 部構成を取る。第 I 部（第 1 章から第 4 章）は、米国による 1945 年の広島・長崎原爆投下に始まり、米軍占領期を経て独立を回復した戦後日本が、冷戦の下で「被爆国」アイデンティティを確立していく過程をたどり、その中で形成されていった、核兵器不使用規範を中心とする非核規範の作用を分析する。この部は、佐藤政権期（～1972 年）までを分析対象とする。

第 1 章は、核兵器不使用規範の生成期として広島・長崎への原爆投下の 1945 年から 50 年代末までの最初の 15 年間の米国の動向にまず焦点をあてる。この時期は核兵器をめぐる戦略思想の萌芽期であり、本論文の関心事である拡大核抑止と核兵器不使用規範の関係性からみても原点といってよい時代である。対象となる歴史的イベントとしては当然、広島・長崎への原爆投下に始まり、冷戦初期の東アジアにおける核兵器使用が検討された例でもある朝鮮戦争と、1950 年代半ばに展開した 2 度にわたる台湾海峡危機を取り上げ、その全てに主たるアクターとして関与した米国を取り巻く、核兵器不使用規範の萌芽といえる状況と、米政府がそれにどう向き合ったかを検討する。この時期、戦時の核使用をめぐる二つの、未分化ながらも異なる思潮が形成された。すなわち核兵器は戦争の在り方を決定的に変えた革命的兵器とみなし、実践

での使用よりも保有による抑止に比重を置く「最終兵器派」と、破壊力は桁違いに大きいと言ってもあくまで兵器であり、使用を前提として考え、強要外交のツールとして核威嚇に用いることにも積極的な「通常兵器派」の二つの思潮である。

第2章は、第1章と同じ1945年からの1960年の日米安保条約改定交渉妥結までの15年間あまりを対象とするが、視点を日本に移して、「平和国家」や「被爆国」といったアイデンティティがどのように形成されていったかという視点から探っていく。日本にとって平和憲法の制定によって戦力不保持という大枠のもとで、核保有が禁じられるのは自明であった。平和憲法のもとでの「平和国家」アイデンティティと核不拡散規範の整合性は高かったが、第五福竜丸事件(1954年)を機に原水爆禁止運動が国民的盛り上がりを見せる一方で、第五福竜丸事件という「第3の被爆[被曝]」によって広島・長崎の原爆被害があらためて注目されることになり、「被爆国」アイデンティティの萌芽が繋がった。第五福竜丸事件を機に、核実験への強い感情が規範化していった一方で、被爆ナショナリズムを発露させることによる政府の側による反核感情の取り込みは問題のフレーミングを核兵器使用不使用の可否から日本領域内での核兵器の存在の有無という事象へと位相を変化させた。この時代は外形的には1960年の日米安保条約改定という大きな転機をもって終わるが、その過程で登場した核兵器合憲論や、後の時代まで日米関係の軋轢要因となる核持ち込みをめぐる問題の始まりに、核兵器不使用規範をはじめとする非核規範が及ぼした影響についても検討する。

第3章は、1960年代初頭を、核兵器不使用規範と核不拡散規範の双方にとっての重大な岐路と位置づけて分析する。具体的な国際環境の変動としては、前者に関連して1962年のキューバ・ミサイル危機がまずあり、後者については1960年のフランス、64年の中国と核実験に踏み切った状況が挙げられる。

その時代に高度経済成長の歩みを早めた「平和国家」日本の核兵器をめぐる意識に、上記のような国際環境がどのように影響したか、という視角から検討を加える。1962年のキューバ危機を境に、核兵器不使用はその伝統が維持されたことで規範化が進んだ。一方、核兵器不拡散と核実験禁止については、米英ソ間でPTBTが締結された一方、フランスと中国が相次いで核実験を成功させて核保有国数が増え、核不拡散が国際政治で強く意識されるようになる。この間、日本では欧米社会が核兵器使用の可能性を最も強く実感した機会となったキューバ危機は核兵器不使用規範の内在化にはつながらなかった。原水禁運動は、中ソによる核実験への向き合い方をめぐる論争をきっかけに左派内部の路線対立が深まり、国民全般から乖離していった。一方、原潜の寄港問題にみられる社会の「核」への忌避感、「アレルギー」という椰楡が出るほど固定化しつつあった。

第4章は、中国核実験の余波が覚めやらぬ1964年末から沖縄返還が実現した1972年前半までの8年足らずを取り扱う。この期は、宣言政策として非核三原則を掲げ、1970年にはNPTに署名することで、非核国家、あるいは「被爆国」としての日本のアイデンティティを政策的に確立した佐藤政権の時代である。佐藤が政権を担っていた期間中に日本が政策として非核三原則、及びそれとセットになった形で米国の拡大抑止への依存を政策的に高めていく過程と二重写しになる。その過程で非核国家としての「被爆ナショナリズム」というアイデンティティが確立されていった。沖縄の返還が佐藤政権の命運をかけた課題となったが、沖縄の「核抜き・本土並み」返還を求めることが日本領土内に核兵器の持ち込みは許容しないという意識を強化した。一方、核開発を加速化させた中国脅威に直面した佐藤政権は米軍の「核の傘」への依存

心を高めていった。拡大核抑止の保障と沖縄の「核抜き」本土返還を求めた佐藤に対して、米国のジョンソン政権は沖縄を核基地として維持し続けることは日米安保体制の存続を揺るがせかねず、また日本の核武装と核拡散を招きかねないとの判断から、そしてジョンソン政権を継いだニクソン政権も、そうした沖縄返還交渉に臨んだ。

ベトナム戦争の最中だった米国から「核抜き・本土並み」の沖縄返還を取り付けた外交的得点の背景で、非核規範がどのように影響していたのか、という点である。同時期に日本政府は、安全保障の根幹を米国が提供する拡大核抑止に依存すると米国側から確約を得て、はっきりと意識するに至ったという点でも重要な岐路といえる時期である。

第Ⅱ部（第5章から第8章）は、1970年代初頭から80年代末まで、国際社会の変動としては、米ソ間の緊張緩和（デタント）に始まり、80年代に入っていったん冷戦の再激化を経て、レーガン・ゴルバチョフによる核軍縮の流れから冷戦の終焉に向かうまでの潮流がみられた時期を分析対象とする。この時期は、日本にとっては、自国が巻き込まれるような核兵器使用を伴う戦争リスクが一般的には減少した中で、「平和国家」アイデンティティが強化された時代である。このため、本論文で最大の焦点である核兵器不使用規範については変化に乏しいが、この時代は、核不拡散規範や原子力平和利用、あるいは核軍縮といった核兵器にからむ他の規範的要請については変容が起きており、日本でも影響がみられた。第Ⅱ部では、そうした非核規範全体の中での関係性の変化に注目することで、核兵器不使用規範をめぐる構造の継続を浮き彫りにしていく。

第5章はデタントの潮流が始まり、ベトナム戦争が終結して米国がアジアでの軍事介入を終わらせた時期、日本でいえば田中政権期(1972年～74年)及び三木政権期(74年～76年)を取り上げる。1970年代中盤は、日本が国家として非核アイデンティティを深化させた時期だった。76年にNPTを批准したことで、日本の核武装放棄が制度的に裏付けられたとともに、東西デタントやインド核実験といった外的要因の変動に対して、日本の「あるべき姿」としての非核国家像がむしろ強化された面があった。国内では核の持ち込み疑惑が表面化し、田中政権下で核持ち込みには領海通過や寄港は含まれないという解釈が公式化する「2.5原則化」が検討されたこともあったものの、国内政治状況がその実現を阻んだ。代わって登場した三木政権がNPT批准承認を目標とするも、国内政治要因でその批准承認の動きが難航する中、米国は拡大核抑止の提供という約束を明確に打ち出すことによって日本のNPT批准を後押しした。その結果、日本の非核国アイデンティティの制度化には核抑止傘下国としての地位が表裏一体の形で組み込まれていく。他方、日米防衛協力もこの時期進展するが、核については抑止力によって対処する次元の事象とみなされ、核兵器の使用が日米間で政策的調整を要するアジェンダになることはなかった。

第6章は、1970年代後半、米国で登場したカーター政権が、核抑止にからむ米軍配備と不拡散体制の両面で、日本にもたらした「カーター・ショック」、具体的には在韓米軍撤退構想と、プルトニウム商用利用制限を軸とする新原子力政策という二つの柱が、NPT批准を果たしたばかりの日本にどう影響したのかに焦点を当てる。

この時期に関して核兵器不使用規範が問われる文脈はかなりまれで、核不拡散規範への支持をうたう傍らで、原子力平和利用という規範的権利の下で「自前の科学技術」を重視し「不平等」だったり「差別的」であったりする取り扱いに敏感に反応する「テクノ・ナショナリズム」

というべき言説が「平和大国」日本の対応を規定した状況に目を向ける。核燃料再処理によるプルトニウムの商用利用に国際的な規制の網をかぶせようとしたことは、エネルギー自給の道を封じられかねないという経済安全保障上の観点から、日本政府当局に強い憂慮の念を巻き起こした。だがその過程で、「唯一の被爆国」であり「NPT に加わり核武装の道をあえて放棄した国家」であるのに「不平等に扱われる」ことへの憤激が語られることを通じて、「被爆ナショナリズムとテクノ・ナショナリズムの融合」が促進された。

第7章は、1970年代から80年代初頭にかけて、ソ連によるアフガニスタン侵攻をきっかけに再びの冷戦激化でデタントが終焉した状況下、大平・鈴木両政権の下での日本の核兵器に関する政策、非核規範との関係性は大きくは変わらなかった。一つには、それは大平と鈴木がともに「総合安全保障」の旗印の下で、日本の非軍事的貢献を志向していたことの現れであった。ところが大平の急逝で外交経験を積まずに首相になった鈴木善幸は、1981年の米国原潜の「あて逃げ」事件、自身の日米首脳会談での共同声明の取り扱いをめぐる迷走、さらに「核持ち込み」をめぐるライシャワー発言と相次ぐ乱気流に巻き込まれる。鈴木は、結局、政治的な延命策として非核三原則の取り扱いに関してはむしろ硬直性を強め、米国で発足したレーガン政権の「力による平和」、勢力均衡の国際政治との矛盾が蓄積されていった。翌1982年は英国によるフォークランド紛争という核保有国による非核国との戦争が繰り広げられた一方、国連を舞台とした第2回軍縮特別総会に向けて反核運動が空前的盛り上がりを見せた。そうした状況下で焦点となった核兵器不使用規範に対しては、鈴木は自らの演説でも真正面からこの問題に向き合うことを避け、「西側の一員」と「被爆国」ナショナリズムを、矛盾を内包したまま共存させる姿勢を維持した。

第8章は、戦後日本の政治家としてはまれなりアリスト的な世界観に基づき、勢力均衡構想の中での戦略的思考を持って外交安保政策を展開した中曽根康弘の政権期に焦点を当てる。1980年代中盤から冷戦終結直前にかけて、中曽根政権期の日本は、米ソ核軍備管理交渉、中でもINF制限交渉に積極的に関与し、西側諸国の安全保障の一体性を掲げて「グローバル・ゼロ」を堅持させた。ソ連の中距離核ミサイルSS・20の存在に対抗するという安全保障上の要件を満たし、しかも日米安全保障条約の下で規定される「西側の一員」というアイデンティティと、非核三原則の下で核兵器を持たない「被爆国」アイデンティティを併存させることもできるフォーミュラが米ソのINF全廃、いわゆる「グローバル・ゼロ」だった。勢力均衡に立ちつつ、核兵器を忌避する傾向も併せ持っていたレーガン大統領にとっては、日本との間でも核兵器に依存しているが、その廃絶を謳うという矛盾した立場は共鳴するものがあり、中曽根の訴えを取り込みやすかった。だが、非核規範の受容の在り方という点からみると、日本は核兵器を持たず、領域内への「持ち込み」もないといういい形で核兵器が「存在しないこと」に重きを置き、その延長線上で配備の均衡に立った

「ゼロ」を志向しており、将来の理想として核兵器廃絶を謳うものの、足元での核兵器使用の問題には立ち入らないという点は、歴代政権と基本的には変わらなかった。中曽根政権期の日本が主体的に中距離核戦力(INF)削減交渉に「グローバル・ゼロ」という規範的要求を掲げて積極的に関与した背景に、日本での非核規範の受容のあり方や、拡大核抑止の位置づけがどのように作用していたのかを解き明かす。

第Ⅲ部（第9章から第11章）は、冷戦後、現在に至るまでの30数年間を分析対象とする。

ただし、第Ⅰ部や第Ⅱ部とは違い、ここからは、厳密に経年的なアプローチで冷戦終了時点からの年月を順番に追っていくというだけの手法は取らず、トピックごとの機能的な仕分けも適宜用いる。また、冷戦期も含めた通期を対象に、冷戦とポスト冷戦期を定量的に対比するなどの機能的な分析も、最後の第11章で提示する。

第9章は、冷戦後の日本が直面した三つの国際危機、具体的には1991年の湾岸戦争、さらに90年代中葉から具現化した北朝鮮の核開発をめぐる危機、そして「大量破壊兵器の拡散対抗」を掲げて始まった2000年代の対テロ戦争・イラク戦争を取り上げ、それぞれの状況下で日本にとって核不拡散規範や核兵器不使用規範がもたらした作用に着目する。核兵器の関する三つの国際危機を通じて日本の非核アイデンティティに本質的な変化はあったのか。

いずれのケースでも核兵器の拡散が危機の本質の一つであるとされ、それに対抗する必要があるという「大義」に、日本政府も規範的立場から賛同した。またいずれのケースでも核兵器不使用規範は破られずにきた。北朝鮮をめぐる30年以上にわたって続く核問題でも、米国が北朝鮮に対して予防攻撃を加えたり、核兵器の先行使用をしたりしないという消極的安全保障を提供することで、北朝鮮に対する態度変更を促す安心供与策の試みが常に存在した。しかし、信頼醸成が阻害された環境下で、同盟国として拡大核抑止の提供を受ける日本は、特に北朝鮮問題での「見捨てられ不安」から核の傘への依存が必然視される中であっても、核兵器の使用・不使用という事象を取り上げて論じることを忌避する姿勢を保ってきた。一方で、自国が核を持つことを忌避して不拡散体制への帰順を謳う傾向が続いてきただけでなく、他国による核使用の可能性、あるいは核威嚇への嫌悪も基本的には堅持されてきたのだった。こうしてこれらの危機に象徴される国際安全保障環境の変容は、一般的に言えば日本の外交安全保障観をリアリズム寄りに変貌させ、とりわけ日米同盟関係の下での通常戦力による米国との防衛協力を進める誘因となった

第10章は、①核不拡散規範、②核実験禁止規範、③核兵器不使用規範、さらに④核兵器廃絶、⑤核兵器禁止、という個々の分野に関して、日本政府の公式言説と、広島・長崎に代表される市民社会の距離感をポスト冷戦期で軸となるトピックを取り上げて検討を加える。具体的には、①核不拡散規範に関しては、1995年のNPT無期限延長決定、②核実験禁止規範に関しては90年代半ば、中国とフランス(95~96年)と、インドとパキスタン(98年)が相次いで実施した核実験、③核兵器不使用規範に関しては、1996年7月に出された核兵器使用の合法性に関する国際司法裁判所(ICJ)による勧告的意見(1996年)の言い渡し、及びそこに至るまでの過程での広島・長崎を中心とする市民社会と、日本政府の相克、④核兵器廃絶への規範的要求に関しては、日本政府が冷戦後に国連総会に提出するようになった核廃絶決議をめぐる推移と、米国で誕生したオバマ政権による「核兵器のない世界」提唱を受けた動きを探る。⑤核兵器禁止を求める規範的な運動の分野に関しては、核兵器使用の人道的帰結に関する非核中堅国家や国際NGOなどの取り組みに端を発し核兵器禁止条約の締結に至る流れと、これに対して一線を画し続ける日本政府との間に存在する溝と言うべき状況を分析する。

第11章は、経年的かつ定性的な分析から離れて、冷戦後の現在に至る通期で定量的な分析を加えた場合に何らかのパターンが検出できるかどうかという枠組みでの章となる。被爆地広島・長崎発の言説と、日本政府の公式言説を対比させ、前章までの分析を端的に補完することを目ざす。具体的には、毎年8月の「原爆の日」に広島・長崎市長が式典で発出する「平和宣言」と、同じ式典に列席したり代理を出席させてメッセージを送ったりした歴代首相の挨拶という

2 つのタイプの言説テキストを対象データとして、パソコン上での計量テキスト分析（テキストマイニング）手法による解析を加えて、非核規範の存在を示唆するような概念を示す言説パターンの出現頻度に、市民社会言説と政府公式言説でどのような違いがあるのかを考察する。

終章では、これら本編での分析結果を踏まえて、研究課題に対する答えをまとめて提示する。多岐にわたる問いを整理して、以下のような四つの柱を建てることとする。①まず、非核規範の中でも大きな比重を占める二大規範といえる核兵器不使用規範と、核不拡散規範とを対比させる形で、国際紛争や危機など安全保障要因の影響がどうあったかも考慮しながら、日本における受容のあり方を概括する。②続いて、それ以外の非核規範の諸類型について「被爆国」や「非核国家」といった日本のアイデンティティとの関連に比重を置く形で検討を加える。③その上で、日本にとって最大とよいてよい対外関係の変数であり、本論文の研究課題の中でも作業仮説を立てて検証を試みる対象に挙げた拡大核抑止を軸とする日米同盟関係と、非核規範の関係性を分析する。④最後に、本論文の幕を閉じる考察として、上記の分析から示唆される規範やアイデンティティの問題がはらむ含意や関係性について論じ、今後に向けた課題にも言及する。

論文審査の結果の要旨

一口に「非核規範」と言っても、それは競合・補完関係にある複数規範の束だとの指摘は卓見である。特に、戦後日本にとって、アメリカの核の傘（それが含意する核不拡散規範）との間で、この非核規範（とりわけ核兵器不使用規範）は緊張関係にあった。その観点から、ヒロシマ・ナガサキからの約 80 年の歴史を通観しようとするこの博士論文はただならぬ意欲作として高く評価したい。

特に、本論文は以下の点において優れている。まず、研究テーマに関して、これまでの核兵器に関する議論は、核兵器の保有、拡散不拡散に関する議論が主流であったが、本論文は核兵器の不使用規範の生成と受容に焦点を当てている点である。1945 年 8 月から現在に至る日本の非核規範の変容を包括的に分析した本論文では、日本について「唯一の戦争被爆国」といった自己認識や、「非核三原則を堅持している」と標榜してきた日本政府の姿勢や、日本が非核国であることは一般に自明のこととされがちであるが、本論文の独自性は、規範とアイデンティティという視点から、そうした既成概念の内実に迫った点にある。とりわけ、核兵器使用にかかわるような問題に焦点を当て、核兵器不使用規範が日本においてどのように受容され、その背景は何なのかを明らかにした。既存の研究は、日本が核武装しないと決めた国家としての選択や過去の核武装オプションの模索、核密約による非核三原則の空洞化といった事象を取り上げ、外交史的なアプローチで政策決定過程を解き明かすことに主題が置かれている場合が多かった。それに対し、本論文は規範論のアプローチをとり日本政府があらゆる国家による核使用は認められない（禁止されるべきである）といった言明を行わないのはなぜか、という主題を中心として、関連する他の非核規範の諸類型との相互作用も含め徹底的に洗い出した点は高く評価する。また先行研究に関して、日本国内および国外で発表された先行研究を、最新のものまで含め、広く参照し、本研究テーマに関する問題点や課題について十分に理解した上で、また日本政府と米国政府の核政策に関する一次資料を収集し活用している点も評価に値する。本論文は、平易な文章で書かれており、読みやすい。

分析手法に関しては、非核規範のあり方、あるいは日本の非核アイデンティティについて、日米同盟関係との関連性から考察する視点は、国際関係から規範やアイデンティティの形成を分析するアプローチを示すものであり、高く評価することができる。規範の生成、拡散、受容の傾向と進展の動きを新聞紙上の第一面報道や、読者投稿欄などの新聞記事を活用し、非核規範の受容の進展程度を定量分析の手法を用いて上手く取り込んだ点は高く評価される。特に核不拡散規範の岐路に包括核実験禁止条約(NPT)が採択されるまでのフランスや中国の駆け込み核実験やインド・パキスタンの核実験の報道に対して報道量の葦的比較や世論の動向を新聞紙面の分析から行った点、また第 11 章において通史的分析を補足するものとして定量的分析を行い、前者では政府レベルに焦点を置く傾向があったのに対して、後者では政府レベルでの言説と広島行政・市民社会レベルでの言説を比較検討している点は、大変興味深い。

審査会で、若干の指摘と課題に関するコメントもあった本論文で使用されている分析手法である定量的手法は、広島・長崎の平和宣言と歴代首相挨拶の分析に絞ったが、この分析手法は国会答弁や国連演説など外交的発信といった様々な言説のありようにも迫ることができることから、規範の受容の分析に応用できると考えられる。今後の研究の発展に向けて課題としていただきたい。

国際関係の変化が、日本政府に対してのみならず、国内のどのようなグループの認識等に及ぼせる影響を及ぼし、「被爆国」アイデンティティが形成されていったのかという点についても、より深い考察があってもよかったのではないかとコメントもなされた。

非核規範の構成要素として本論文は核兵器不使用規範を挙げる。それには、*jus ad bellum* な意味で、排除すべき相手側の違法な武力攻撃と比して均衡性を欠いた反撃（そして必要性を欠いた攻撃）は正当な武力行使たりえない（その準備としての保有も自衛権を根拠に正当化できない）という了解と、*jus in bello* 的な意味で、戦闘員と非戦闘員とを区別しない indiscriminate な[無差別の]爆撃は非人道的であるとの了解とが混在しているのではないかと。この点について自覚的な検討を望みたい。

人類の共滅を招く核兵器の使用へのエスカレーションを回避し、戦争を「限定」するべきだとする T・シェリングや M・ハルバーリン（博士論文 220 頁）の議論の重点は前者にあると言えるだろう。これに対して非戦闘員への核兵器の使用は残虐であるとの議論（たとえば日本政府による 1945 年 8 月 9 日の抗議文（博士論文 85 頁））の重点が後者にあるのは明らかではないか。

本論文では NPT における「同盟国の基地への核配備」と日本の立場（自国領土内に他国の核兵器を受け入れることを禁止する国連総会決議案（スウェーデン案）への賛成、A/RES/1653, 24 Nov. 1961 への賛成）については 3 章 2 節で興味深い分析を展開しているが、非核規範の受容を整理するうえで、この NATO と日米安保のコントラストはもっと前面に押し出すに値するのではないかと。

最後に、核のタブーについては、世論における核の受け止め方の問題であると簡潔に整理はできないものか。アメリカの世論の場合は核の不使用、日本の世論の場合は核廃絶を志向した。それらを代表する日米両国政府の開で信頼性のある拡大抑止のコミットメントを維持できるかとい問題設定で良いのではないかと問題提起もなされた。なお、構成的言説（「過ちは繰り返させぬから」）と規制的言説（核兵器は使用してはならない）とは、どれほど明確に区別できるのかとの問いかけもあった。とはいえ、そうした問題点の指摘は望蜀の嘆であろうし、本

論文の学問的価値と本論文の卓越した業績をいささかも損なうものではあるまい。

以上の理由により、審査委員は、本論文の著者である梅原季哉氏が博士（平和学）を授与されるのに十分な資格を有するものと判定する。